

東京大学総長選考、教員有志の緊急アピール

—— 意向投票の即時延期要請、候補者情報開示、および、現状の問題点と望ましい総長選考のあり方について ——

【ポイント】

アピール1. 東京大学総長選考会議および東京大学総長は、9月30日の意向投票を即時延期し、適正な総長選考体制を改めて築くべきである。

アピール2. 健全な意向投票の前提となる情報として、第1次総長候補者および第2次総長候補者の氏名・職名をここに開示する。

アピール3. 今回の総長選考過程に混乱をもたらした遠因は、本年4月に行なわれた総長選考会議内規の改正にある。総長選考会議の権限を恣意的に拡大するこの内規改正の問題点を指摘し、望ましい総長選考のあり方の全学的な検討を呼びかける。

【前書き】

われわれ教員有志は、東京大学総長選考会議議長に宛てた2020年9月16日付の質問状、および、それに対する回答を不満として出された2020年9月23日付の公開質問状において、東京大学総長選考の現在にいたるまでのプロセスに関し、透明性と公平性の回復を求めました。しかしながら、同会議議長からは一連の事態について満足のゆく回答は得られませんでした。公開質問状に対しては、期限までの回答すらありませんでした。

この間に、東京大学の4学部長および研究所長15名連署による、総長選考会議の審議過程に関する説明を求める要望書のほか、東京大学の元理事10名連署による、選考プロセスの一時停止と十分な調査検証を行なったうえでの再開を提案する要望書が、総長選考会議議長と委員宛に届けられています。これら一連の経緯は複数のメディアによって報道され、社会的な関心もきわめて高くなっています。

総長選考会議はこれら複数の要望書や質問状に対して、いまだ納得できる回答を示すことができていません。総長選考過程に多くの疑義が残っている現状で、強引に意向投票に進み、総長予定者の選考にいたることは、東京大学の歴史に必ずや大きな禍根を残すことでしょう。

よって、切迫した事態に鑑み、われわれ教員有志と賛同者はここに、次の3点を緊急アピールとして公表いたします。

【アピール1——意向投票の即時延期と総長選考過程の調査・検証、適正な体制による選考】

このような状況下で9月30日の意向投票実施は不可能です。われわれ教員有志とその賛同者は意向投票をただちに延期することを総長選考会議および東京大学総長に強く要請します。総長選考をそのようにいったん停止したうえで、ここにいたるまでの総長選考のプロセスを、総長選考会議ではない組織によって客観的に調査・検証し、その結果を学内外に公開することを求めます。そして、その調査・検証結果を踏まえ、適正な総長選考が行ないうる体制で、誰もが納得のゆく総長選考を再開することを望みます。

【アピール2——総長候補者情報の開示】

総長選考のプロセスの透明性と公平性を少しでも回復するために、われわれ教員有志によって行なうことが可能な措置として、次の情報をここに公開いたします。

→意向投票が行なわれ、第1回投票で過半数の票を得た藤井輝夫氏が次期総長予定者となったことにより、第1次総長候補者および第2次総長候補者の氏名・職名の情報はその役目を終えたと考え、緊急アピールには添付いたしません。いずれの情報もいくつかのメディアですでに報道されております。【2020年10月2日18時35分記】

1. 7月7日の代議員会における投票によって選出された第1次総長候補者11名の氏名・職名(50音順、2以下も同様)
2. 7月22日までに経営協議会から推薦のあった第1次総長候補者1名の氏名・職名
3. 辞退者を除き、上記1および2によって確定した第1次総長候補者10名の氏名・職名
4. 9月7日の総長選考会議にて選定された第2次総長候補者3名の氏名・職名

これらのいずれについても、総長選考会議は公開範囲を代議員のみ、あるいは、学内教職員のみ限定していますが、総長選考会議規則およびその内規に、学内外への公開を禁止する規定はありません。また、公開を行わない理由について照会した、われわれの質問状および公開質問状に対し、総長選考会議議長は合理的な理由を回答していません。

【アピール3——現状の問題点と望ましい総長選考のあり方】

われわれ教員有志は、質問状および公開質問状において、第2次総長候補者が前回総長選考の5名から3名に削減され、多様性が失われた理由を総長選考会議議長に問いましたが、その点についての明確な回答は得られませんでした。この削減の根拠となる総長選考会議内規の改正は、本年4月28日付でなされています。この内規改正においては、次のような重要な変更が2つの条項について行なわれました。

A. 図1が示すように、第2次総長候補者の選定をめぐる改正前の第11条(図1左)が、現行の第8条(図1右)のように修正され、「その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について」という条件が削られるとともに、「5名程度」という規定が「3人以上5人以内」と変えられている。

図1

(候補者の選定)	(候補者の選定)
第11条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、 <u>その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、5名程度の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を定めるものとする。</u>	第8条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、 <u>3人以上5人以内の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を定めるものとする。</u>

B. 図2が示すように、総長予定者の決定をめぐる改正前の第14条(図2左)が、現行の第11条(図2右)のように修正され、「第8条の調査」が条件として追加されている。

図2

(総長予定者の決定) 第14条 選考会議は、前条の投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。	(総長予定者の決定) 第11条 選考会議は、 <u>第8条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して</u> 総長予定者を決定する。
---	--

まず、Aの人数規定について指摘すれば、意向投票とは本学全教員の意思を問うべき場であり、総合大学としてその意思決定のための選択肢はより多く示されるべきところ、それを「3人」にすることは、有権者の選択の幅をあらかじめ総長選考会議のみの判断で狭めてしまうものです。この人数規定は、国立大学法人化直後には「3人以上5人以内」の規定であったところ、内規改正によって「5名程度」とされたものであり、今回の再改正は多様性を重視する本学の理念に背反する、大きな後退と言わざるをえません。

さらに、Aの「その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について」という条件削除について言えば、総長が備えるべき人格・学識・教育研究の運営能力を不問とし、「面接を含めた調査」を恣意的に一面的なものとしてしまう可能性を孕んだ、きわめて由々しき改悪にほかならないと考えます。

Bにおいて付け加えられた「第8条の調査」とは、ただいま指摘した「面接を含めた調査」であり、その調査の内容が総長選考会議の恣意に委ねられた一面的なものとなり、総長が備えるべき人格・学識・教育研究の運営能力を不問にしたうえで、その一面的な調査結果を意向投票の結果と同等に扱って総長予定者を決定することを可能にしてしまっています。旧内規の第11条が定める「面接を含めた調査」はあくまでも第2次総長候補者を絞り込むためのものであり、行なわれた調査の効力はそこで停止するのに対し、現行の第11条ではこの調査が意向投票後の総長予定者の決定までも強く拘束するものになっているのです。

以上のように、AおよびBの総長選考会議内規の改正は、全教員による意向投票の選択肢を総長選考会議の独断で狭めることを可能にしたばかりではなく、総長選考会議が行なう「面接を含めた調査」を恣意的・一面的なものにしてしまう道を開き、かつ、その調査を意向投票と同等に扱うことにより、総長選考会議の権限を極端に拡張するものであったことが明らかになります。その結果が今回の総長選考における第2次総長候補者の選定でありました。

本年4月に行なわれた総長選考会議内規のこうした改正は、総長選考に「透明性と公平性」をもたらすものであるどころか、総長選考会議の権限を代議員投票や意向投票に代表される学内民主主義よりも上位に位置づけ、総長選考のプロセスにおける学内民主主義を骨抜きにして、真の意味での「透明性と公平性」をはなはだしく毀損してしまうものです。われわれ教員有志および賛同者は、このような内規にもとづく今回の総長選考過程が、上に記した危惧をまさに具現化し、総長選考会議の極度のブラックボックス化と本学構成員の多くの意向とは背反した結果を招いてしまってい

ると考えます。

【まとめ】

それゆえにわれわれ教員有志および賛同者は、何よりもまず、目下迫りつつある9月30日の意向投票の即時延期を、総長選考会議および東京大学総長に対し緊急に要請します。そのうえで、現状にいたるまでの経緯の客観的調査・検証を通じ、適正な選考が遂行できる体制を築いたうえで、はじめ、総長選考は再開可能になると信じます。われわれ教員有志はそれに先立ち、第1次総長候補者と第2次総長候補者の氏名・職名の公開によって、総長選考の透明性と公平性を少しでも回復したいと考えました。われわれ教員有志と賛同者はさらに、今回の総長選考にいまだかつてない混乱をもたらした要因は、上述した内規改正をはじめとする、総長選考会議の独断的な権限強化にあると見定め、今回の総長選考のプロセス全体、とくに総長選考会議の議事運営に対する徹底した調査・検証のうえで、将来的には、総長選考のあり方に関する全学的な合意の再形成、そして、正しい意味における「透明性と公平性」を確実に保証する総長選考会議規則および同内規の改正をここに強く要求します。

2020年9月28日

東京大学教員有志

代表 田中 純 (総合文化研究科)
阿部公彦 (人文社会系研究科)
佐倉 統 (情報学環)
清水晶子 (総合文化研究科)
水越 伸 (情報学環)
山田広昭 (総合文化研究科)

賛同者リストは次のサイトに掲載予定。
2020sochosenkofrage.mystrikingly.com

連絡先：田中 純
2020sochosenko.frage@gmail.com